

《 年 間 保 存 版 》

平成31年4月26日

保護者の皆様

京都市立藤ノ森小学校

校長 東原 幹人

台風等・地震に対する非常措置についてのお知らせ

葉桜の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。

さて、台風が接近したときと震度5以上の地震が発生したときの非常措置について以下のような措置をとります。

京都・亀岡または京都府南部に「暴風警報」が発令されたとき

(その他の警報では平常通り授業)

1. 午前 7時までに解除になった場合 平常授業
2. 午前 9時までに解除になった場合 3校時 (10時45分) から授業
3. 午前 11時までに解除になった場合 5校時 (13時55分) から授業 (給食中止)
4. 午前 11時現在、暴風警報が発令中の場合 臨時休業

なお、学校へ登校する場合は集団登校になりますので、下記の時間帯にふだんの集合場所に集合させていただきます。

- (1) 午前 7時までに解除になった場合 いつもの時間帯
- (2) 午前 9時までに解除になった場合 午前 10時～10時5分の間
- (3) 午前 11時までに解除になった場合 午後 1時～1時5分の間

*登校前に「暴風警報」が発令されている場合は、解除されるまで自宅で待機し、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただき、上記の表記を子どもの登校の判断としていただきますようお願い申し上げます。

*子ども達が登校後に「暴風警報」が発令された場合は、天候の状況に注意をはらい、児童の安全を確認しながら、指導者引率のもと、集団下校で帰宅させることとなります。お仕事の都合もあると思いますが、連絡が取れますようにご留意ください。(通学カード記入された優先順に連絡を取らせていただきます。)

京都・亀岡または京都府南部に『特別警報』が発令された場合

1. 午前0時までに解除になった場合 5校時から始業 (給食は中止)、
午前0時現在特別警報発令中の場合『臨時休業』
午前0時以降、登校前に特別警報が発令された場合『臨時休業』(登校を見合せ自宅待機させてください)
2. 登校後に、『特別警報』が発令された場合
 - (1) ただちに、臨時休業とします。
 - (2) 安全の確保を第一と考え、安全が確保できるまで、原則、児童を学校に留め置くこととします。その後、保護者の方がお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

京都市に「震度5弱以上」の地震が発生したとき

登校前に発生した場合

- ・下校後、午前0時までに発生した場合 翌日臨時休業
- ・午前0時以降登校までに発生した場合 当日臨時休業
- ・休業日、休業前日に発生した場合 原則として休業明けの登校日が臨時休業

安全が確認でき、授業等を実施する場合は、緊急電話連絡網・PTA配信メール・ホームページ等で授業を実施する旨の連絡をします。

在校中に発生した場合

保護者の方がお迎えに来ていただきますようお願いいたします。保護者の方と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。